○総務省告示第百二十二号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十七条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十七条第一項の規定による報告の概要

大阪府泉佐野市　財政健全化計画完了報告（要旨）

1　財政健全化計画の平成25年度実施状況

⑴　具体的な措置の実施状況

・普通財産や処分可能な遊休土地及び里道・水路を売却した。（当初計画どおり）

・公園緑化協会については、平成24年度から平成26年度までの３か年で回収相当額を協会の自主事業として実施することで、歳出削減分として回収することとした。また、文化振興財団については、市への特定寄附に係る公益目的支出計画が承認され、平成23年度から平成25年度までの３か年で回収することとした。（当初計画どおり）

・使用料等の公的債権の一体徴収に向けた取組を行った。（当初計画以下）

・手数料の見直しとして、平成25年７月から放置自転車等の撤去手数料の改正を行った。（当初計画以下）

・ふるさと応援寄附金について、更に広く寄附を募って取組を拡充した。（当初計画以上）

・特別職の報酬及び職員給与のカット等を実施し、議員報酬のカット等も併せて実施された。（当初計画以下）

・人権文化センター、老人福祉施設、青少年会館及び青少年体育館について、効率的な運営と施設統合を検討した結果、北部・南部市民交流センターとして再編を行った。（当初計画どおり）

・青少年体育館について、指定管理者制度の導入に伴い、北部・南部市民交流センターに再編することで、効率的な運営を行うこととした。（当初計画以下）

・平成23年度から平成27年度までの５か年の投資計画を再設定した。（当初計画以下）

・下水道事業の経営健全化計画に影響のない範囲で繰出金の削減を行った。（当初計画どおり）

・平成22年度に行った老人福祉施設の指定管理委託料などを始めとする事務事業の見直し、平成23年度に行った清掃施設組合の改修工事の抑制、総合体育館の指定管理委託料などを始めとする事務事業の見直し、平成24年度に行った長滝自転車置場の廃止や防災学習センターの休止などを始めとする事務事業の見直しを継続することとした。（当初計画以上）

・平成21年度及び平成22年度の宅地造成事業及び病院事業の３セク債について、償還期間を30年とし、総合文化センターに係る地方債償還の借換えを不均等とすることで負担の平準化を図り、その効果を継続することとした。（当初計画以上）

・平成22年度に行った府貸付金の繰上償還により、公債費負担の軽減を図り、その効果を継続することとした。（当初計画以上）

・平成22年度の宅地造成事業３セク債の公的資金による充当効果に加え、府貸付金の確保に努めた。（当初計画以上）

⑵　歳入及び歳出に関する計画の実施状況

・財政健全化計画における平成25年度中の効果計画額と実績額の比較

（単位：百万円）

内容	効果額	
	計画額	実績額
遊休財産の処分	710	706
出資法人の基本財産の回収		104
使用料等の徴収事務の見直し	19	3
使用料手数料等の見直し	16	2
ふるさと応援寄附金制度の取組拡充	5	46
人件費の抑制	1,106	851
公共施設の統廃合等の推進	100	92
指定管理者制度、業務委託化の推進	82	68
投資的経費の見直し	500	